

外郭団体基本情報

【基本情報公表団体用】

1. 団体概要

2023年3月31日現在

団体名	一般社団法人町田市介護サービスネットワーク		
法人番号	5012305001568		
所在地	町田市原町田3-8-5		
電話	042-860-6071	FAX	042-860-6073
ホームページアドレス	http://machida-kaigo.org/		
代表者	代表理事 多田 周史		
設立年月日	2012年4月11日		
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
団体設立後から現在に至るまでの主な経緯	高齢者への介護サービスの向上のため、介護人材の確保と育成を一体的かつ専門的に行うことができる体制を整備することを目的に、市は2011年に町田市介護人材開発センターの立ち上げ支援と、その事務局を担う介護サービスネットワークの設立支援(あり方検討等)を行い、現在までともに市内の介護人材の「確保」「育成」「定着」に取り組んでいる。		
設立目的	町田市内の介護保険事業に携わる者の就業の機会を確保し、研修体系の開発や専門性向上に向けた研修実施を行い、介護保険事業に関する専門的教育及び介護に関する知識の普及を図り、人材の確保及び育成並びに定着に資するとともに、町田市の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	(1)地域介護・福祉・看護等を担う人材発掘事業 (2)地域介護・福祉・看護等を担う人材育成事業 (3)地域介護・福祉・看護等を担う人材の就労定着支援事業 (4)介護保険事業者のネットワーク促進事業 (5)介護職員初任者研修事業 (6)実務者研修事業 (7)有料職業紹介事業 (8)その他		
市所管課	いきいき生活部いきいき総務課		

2. 資本金等

2023年3月31日現在

資本金・基本金	0千円	うち市の出資・出えん金	0千円	市出資・出えん割合	0%
市出資出えん金額の根拠	-				
市以外の主な出資者 ※出資者には、社会福祉法人の寄付者も含まれます。					
名称	出資額		出資率		
なし	0千円		0%		
市の損失補償	0千円	市の借入保証	0千円		

3. 財務状況

(1) 財務指標

単位: %

項目	2020年度	2021年度	2022年度	備考 ※増減の理由等
① 自己資本比率〔純資産/資産×100〕	64.6	84.4	77.1	
② 借入金依存度〔借入金負債/資産×100〕	0.0	0.0	0.0	
③ 流動比率〔流動資産/流動負債×100〕	225.8	482.3	362.7	
④ 経常収支比率〔経常収益/経常費用×100〕	118.5	92.4	102.5	
⑤ 当市補助金比率〔市補助金/経常収益×100〕	53.9	48.4	45.5	
⑥ 当市貸付金比率〔市貸付金/資産×100〕	-	-	-	
⑦ 当市委託料比率〔市委託料/経常収益×100〕	29.1	36.7	40.5	
⑧ 当市指定管理料比率〔市指定管理料/経常収益×100〕	-	-	-	

※②の借入金には、当市貸付金も含まれます。

(2) 当該団体への財政的援助

単位: 千円

項目	2020年度	2021年度	2022年度	備考 ※増減の理由等
① 補助金(助成金)・交付金・負担金	29,320	23,070	26,000	事業内容の変更による増
② 利子補給金	0	0	0	
③ 貸付金残高	0	0	0	
④ 損失補償・借入保証契約に係る債務残高	0	0	0	
⑤(参考) 委託料	15,833	17,497	23,107	
⑥(参考) 指定管理料	0	0	0	

①補助金(助成金)・交付金・負担金のうち、特定の補助対象者となっているもののみ記載

1	補助金名	なし		
	補助金の内容			
	補助金の積算根拠			
	補助額(千円)	2020年度	2021年度	2022年度

⑤(参考)委託料のうち、特命随意契約によるもののみ記載

1	委託名(随意契約)	まちいきヘルパー養成研修業務委託		
	委託の内容	年1回実施する市基準型訪問ヘルパー養成研修の委託		
	随意契約の理由	専門知識があり、研修実施のノウハウがあるため		
	委託料(千円)	2020年度 2,076	2021年度 2,076	2022年度 2,089

2	委託名(随意契約)	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会事務局事務委託		
	委託の内容	協議会、多職種連携研修会の運営等の町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会の事務局事務の委託		
	随意契約の理由	医療機関と介護事業者のネットワークをすでに有しており、ネットワークを通じて在宅医療と介護の連携の普及啓発・研修・多職種連携支援に関する活動を行っているため		
	委託料(千円)	2020年度 2,647	2021年度 2,647	2022年度 2,647

3	委託名(随意契約)	要介護認定調査委託		
	委託の内容	介護認定申請者を訪問、面談を行い、心身の状況等を調査する業務の委託		
	随意契約の理由	新規の要介護認定申請に必要な訪問調査の委託先は、都道府県が指定した指定市町村事務受託法人であることが法的要件となっているため(介護保険法24条の2第1項)		
	委託料(千円)	2020年度 9,050	2021年度 11,921	2022年度 17,222

(3)当該団体へのその他援助の内容(公有財産の使用許可等)団体の活動に必要な資産の状況

区分	所有形態	内容(建物名称、取得経緯、公有財産使用許可理由など)
土地	その他	
建物	その他	
設備	自己所有	

4. 役員数

単位:人

項目	2020年度	2021年度	2022年度	備考 ※増減の理由等
役員	11	11	11	
理事・取締役	9	9	8	
うち市あて職	1	1	0	市充て職の見直しによる
監事・監査役	2	2	3	
うち市あて職	0	0	1	市充て職の見直しによる
正職員	4	7	5	
うち市からの派遣	0	0	0	

5. 主要事業の内容と評価

事業名		事業内容		
①	介護の多様な担い手の確保	市民への介護についての理解や啓発、あわせて仕事についての相談・面接の機会を行うことで、介護保険関係事業所の人材の確保を目的とする。		
	事業費 (単位:千円)	2020年度	2021年度	2022年度
		15,953	14,841	17,896
	指標:就労人数 (単位:人)	目標	50	53
		実績	74	49

事業名		事業内容		
②	介護人材の育成・定着	市内介護保険関係事業所で働く方へ向上にむけた研修やセミナー、情報交換などを介して関係者の育成や定着を目的とする。		
	事業費 (単位:千円)	2020年度	2021年度	2022年度
		14,795	12,195	10,367
	指標:育成・定着に関する 研修参加人数(単位:人)	目標	1,150	1,200
		実績	1,106	1,218

団体の自己評価

介護の多様な担い手の確保事業は介護の仕事に関するセミナーや相談会、介護の入門的研修やまちいきヘルパー養成研修等実施。介護への関心を高め、介護の周辺業務を含め、介護職への入職に繋がった。介護人材の育成・定着事業は、専門職向けの研修等を実施。参加者からは好評をいただき、資質向上及び定着に努めた。今後も、人材確保が困難な状況は継続すると見込まれることから、有資格者に限らず、無資格・未経験者を含めた多様な担い手の確保は急務であり、当該事業の継続は必要である。また、将来の担い手確保のために、外国人向け支援事業や小学生向けの介護の仕事体験も有効である。

市所管課の評価

介護人材の確保、育成、定着について、市の現状を分析し、介護保険事業所のニーズに沿った事業を実施する必要がある。また、一時的に新型コロナウイルス感染症の影響により異業種から転職した介護職員が増加したが、その後鈍化し、再び職員の確保が困難な状況となっている。今後は人材の確保に努めるとともに、職員の定着を図るため、就職後のより丁寧なフォローが求められている。

同様の役割を担う類似団体や企業の存在の有無

市内における高齢者の介護サービスの向上に特化した、人材の確保、育成、定着を一体的に実施できる類似の団体や企業はないと考えている。

6. 当該団体への監査、外郭団体監理委員会による評価の結果※直近3カ年。ただし、未対応のものは除く。

(1) 指導監督の実施状況

- ・所管部長による理事会および関係団体会議への出席
- ・所管課職員が、補助事業(研修・イベント)へ出席
- ・所管課管理職級、担当者レベルの打ち合わせ(年5回以上)
- ・所管課職員が、実地検査を実施し、会計書類及び物品、資料等を確認(年2回)

(2) その他外部監査の評価結果

【包括外部監査報告書(2020年度)】

(1) 臨時総会の決議要件について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によれば、社員総会の決議の省略を行うには、理事又は社員が社員総会の目的である事項に行った提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う必要があるが、社員全員から同意の意思表示は行われていない案件があった。法人の会員数が多く、決議の省略に必要な全員の同意の意思表示を得ることは困難であることから、今後は、事前に書面による議決権の行使や代理人による議決権行使の方法の利用を十分に呼び掛けたうえで、定款に規定されている決議を検討すべきであるとの指摘があった。

⇒法人の会員数(社員数)が400を超え、多いため決議の省略に必要な全員の同意の意思表示を得ることは困難であることから、会員総会は会場で開催し、出席が困難な会員には、事前に書面による議決権の行使が可能であること、代理人による議決権行使の方法などの十分な呼びかけを行うこととした。

(2) 仮払金について

原町田の町田市介護人材バンクの事務所の小口現金の残高については、仮払金から現金に振り替えるため、期末において「現金/仮払金」の仕訳を行うべきであるとの指摘があった。

⇒小口現金の残高は、期末において「現金/仮払金」の仕訳を行うこととした。

(3) 固定資産の注記について

固定資産の計上価格について、注記と貸借対照表とが異なっているため、固定資産台帳を参考に、注記を修正すべきであるとの指摘があった。

⇒注記の作成を依頼している税理士法人に指摘事項を伝え、2020年度決算より、固定資産の計上価格について、注記と貸借対照表に相違がないように注記を作成することとした。

(4) 訪問マッサージ連絡会活動費の預り金について

2020年3月期末の貸借対照表の前受金1,161,200円のうち20,000円は、法人が、訪問マッサージ連絡会に納付される現金を一時的に預かっているものであり、将来法人の収益に計上されるものではないため、「預り金」として処理すべきであるとの指摘があった。

⇒訪問マッサージ連絡会の会員から納付される活動費は「預り金」として処理することとした。

7. 市所管課所見(現状と課題、今後の取り組み、外郭団体の必要性)

団体は、市内における高齢者の介護サービスの向上に寄与することを目的に、介護人材の育成等を行っている。このため、市は団体の事業を市の補助事業として位置づけているが、今後も継続して、団体としての自立化、運営の安定化を促すために、事業の適正化について指導、監督を行っていく必要がある。

市内介護サービス事業所は引き続き新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けており、特に人材確保・育成・定着については対面での活動が困難になっている。団体は求人求職アプリの活用やオンライン相談の実施など、ICTを活用した支援を強化しており、引き続き取り組みを進めていく必要がある。

【注記】

1. 金額について、千円未満の数値については、四捨五入しています。
2. 複数の欄の合計値を他の項目の数値と一致させる必要がある項目については、四捨五入を行ってずれが生じてしまう場合、適宜端数調整を行っています。